

令和5年第2回
笠間市議会定例会会議録 第2号

令和5年6月2日 午前10時00分開議

出席議員

議長	22番	大関久義君
副議長	8番	内桶克之君
	1番	長谷川愛子君
	2番	酒井正輝君
	3番	河原井信之君
	4番	鈴木宏治君
	5番	川村和夫君
	6番	坂本奈央子君
	7番	安見貴志君
	9番	田村幸子君
	10番	益子康子君
	11番	林田美代子君
	12番	田村泰之君
	13番	村上寿之君
	14番	石井栄君
	15番	畑岡洋二君
	16番	飯田正憲君
	17番	西山猛君
	18番	石松俊雄君
	19番	大貫千尋君
	20番	小藺江一三君
	21番	石崎勝三君

欠席議員

なし

出席説明者

市長	山口伸樹君
市副市長	近藤慶一君

教 育 長	小 沼 公 道 君
市 長 公 室 長	金 木 雄 治 君
政 策 企 画 部 長	北 野 高 史 君
総 務 部 長	後 藤 弘 樹 君
環 境 推 進 部 長	小 里 貴 樹 君
保 健 福 祉 部 長	下 条 かをる 君
福 祉 事 務 所 長	堀 内 信 彦 君
産 業 経 済 部 長	礪 山 浩 行 君
都 市 建 設 部 長	関 根 主 税 君
上 下 水 道 部 長	友 部 邦 男 君
市 立 病 院 事 務 局 長	木 村 成 治 君
教 育 部 長	堀 江 正 勝 君
消 防 次 長	谷 口 哲 也 君
笠 間 支 所 長	根 本 薫 君

出席議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	西 山 浩 太
議 会 事 務 局 次 長	堀 内 恵 美 子
次 長 補 佐	鶴 田 貴 子
係 長	神 長 利 久
係 長	上 馬 健 介

議 事 日 程 第 2 号

令和5年6月2日（金曜日）

午 前 10 時 開 議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 議案第48号 笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第49号 笠間市ふるさとづくり寄附条例の一部を改正する条例について
- 議案第50号 笠間市新型コロナウイルス感染症対策基金条例を廃止する条例について
- 議案第51号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第52号 笠間市内における太陽光発電設備設置事業と住環境との調和に関する条例の一部を改正する条例について

- 議案第53号 笠間芸術の森公園スケートパーク管理条例の一部を改正する条例
について
- 議案第54号 市道路線の廃止及び認定について
- 議案第55号 動産購入契約の締結について
- 議案第56号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第3号）
- 議案第57号 令和5年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第58号 令和5年度笠間市立病院事業会計補正予算（第1号）

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 議案第48号 笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
について
- 議案第49号 笠間市ふるさとづくり寄附条例の一部を改正する条例について
- 議案第50号 笠間市新型コロナウイルス感染症対策基金条例を廃止する条例
について
- 議案第51号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第52号 笠間市内における太陽光発電設備設置事業と住環境との調和に
関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第53号 笠間芸術の森公園スケートパーク管理条例の一部を改正する条
例について
- 議案第54号 市道路線の廃止及び認定について
- 議案第55号 動産購入契約の締結について
- 議案第56号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第3号）
- 議案第57号 令和5年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第58号 令和5年度笠間市立病院事業会計補正予算（第1号）

午前10時00分開議

開議の宣告

○議長（大関久義君） 皆さんおはようございます。

御報告申し上げます。

ただいまの出席議員は全員であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議に、地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び議会事務局
職員の出席者は資料のとおりであります。なお、本日の会議に出席を求めた執行部の島田

岩間支所長は、地方自治法第121条ただし書の規定により、欠席しておりますことを申し添えます。

議事日程の報告

○議長（大関久義君） 日程について御報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、議事日程第2号のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（大関久義君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、9番田村幸子君、10番益子康子君を指名いたします。

議案第48号 笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

議案第49号 笠間市ふるさとづくり寄附条例の一部を改正する条例について

議案第50号 笠間市新型コロナウイルス感染症対策基金条例を廃止する条例について

議案第51号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第52号 笠間市内における太陽光発電設備設置事業と住環境との調和に関する条例の一部を改正する条例について

議案第53号 笠間芸術の森公園スケートパーク管理条例の一部を改正する条例について

議案第54号 市道路線の廃止及び認定について

議案第55号 動産購入契約の締結について

議案第56号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第3号）

議案第57号 令和5年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第58号 令和5年度笠間市立病院事業会計補正予算（第1号）

○議長（大関久義君） 日程第2、議案第48号 笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第58号 令和5年度笠間市立病院事業会計補正予算（第1号）の11件を一括議題といたします。

議案の説明は既に終了しておりますので、これより質疑に入ります。

通告がありますので、通告に従い、許可をいたします。

なお、質疑は3回までとなります。

14番石井 栄君の発言を許可いたします。

14番石井 栄君。

〔14番 石井 栄君登壇〕

○14番（石井 栄君） 14番、日本共産党の石井 栄です。議長の許可を受けまして、議案質疑を行います。

初めに、議長に質疑の仕方についてお伺いしたいのですが、規定では全部の項目を1回目に質問することになっておりますけれども、項目が少し多いために、大項目1番と大項目2番と大項目3番をそれぞれ分けて、完結してから次に移るという方法のほうがいいのかなと思うのですが、それでよろしいでしょうか。

○議長（大関久義君） はい。

○14番（石井 栄君） ありがとうございます。それではそのような手順で進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

議案第52号 笠間市内における太陽光発電設備設置事業と住環境との調和に関する条例の一部を改正する条例について、大項目1に対する1回目の質疑を行います。

条例の一部改正の概要において、1、条例の適用を受ける事業面積を現行の1万平方メートル超から、笠間市開発事業指導要綱に基づく事前協議が必要となる面積3,000平方メートル以上とし、太陽光発電事業者と地域住民との協議促進を図りますと示されております。

質問の1番目、「太陽光発電事業者と地域住民との協議促進を図ります」について、協議促進を図る機会とはどのような内容、形態の機会でしょうか。

2番、上記1の機会が説明会であるとすれば、説明会の開催は誰が主体となるか、事業者か、地域住民か、市か。参加対象は事業者、地域住民、市か。開催の連絡は誰がどのように行うのでしょうか。

3番、参加対象の地域住民とは建設予定地からどの範囲の住民ですか。半径1キロメートルとか行政区での範囲であれば、どの区の関係者との規定でしょうか。

4番目、説明会の成立要件は地域住民の何割が参加したときでしょうか。

5番、説明会の開催は義務か努力義務か、開催は許可の条件になるのか、お伺いします。

6番、説明会への参加者から反対の声が多く出たときには、住民の意見はどのような効力を発揮できるのでしょうか、できないのでしょうか。

7番、説明会を開催したかどうか、成立要件を満たしているかはどのように確認するのでしょうか。

以上、大項目1に対する1回目の質問です。答弁よろしくお願ひします。

○議長（大関久義君） 都市建設部長関根主税君。

○都市建設部長（関根主税君） 14番石井議員の質疑にお答えいたします。

まず、今回の条例改正の概要といたしまして、条例の適用対象となる面積要件を引き下げたこと、事業者の責務として事業地の維持管理……。

○議長（大関久義君） マイクを近づけてください。

○都市建設部長（関根主税君） 災害の未然防止措置について、明文化したところでございます。御質疑の協議促進を図る機会につきましては、これまでの条例内容とは変更ありませんが、条例に基づく説明会の開催により事業者が事業計画を説明するとともに、事業に対する地域の意見・要望等を把握し、合意形成を図る機会として設定しております。

続きまして、②説明会の開催主体、参加対象、連絡方法につきましては、説明会の開催は事業者が主体となり、参加対象者は事業者、地域住民及び近隣関係者となります。また、開催の連絡方法につきましては、従前のおり、事業者による開催案内の各戸配布や行政区への回覧等により行われており、指導もしてございます。

③参加対象となる地域住民の範囲につきましては、条例の規定において、行政区としては事業区域に含まれる行政区内の住民としております。また、近隣関係者としては、隣接する土地や建物の所有者及び居住者を対象としております。

④説明会の成立要件につきましては、太陽光発電に係る国及び県のガイドライン等においても説明会の参加状況に関する規定は設けられておりませんので、市といたしましても同様の考えにより対応をしており、何割が参加したかという成立要件はございません。

⑤説明会の開催義務につきましては、条例に基づく事業者の義務として、協議完了の要件の一つとしてございます。

⑥住民の意見の効力につきましては、太陽光発電設備設置事業は事業者と地権者の合意によって行われるものであり、事業認定を受け、関係法令の手続を適切に行っているものであれば、参加者からの反対意見によって事業自体を止めることは、現行の法令化の下では難しいと考えております。説明会を通して地元意見を計画に反映できるよう事業者に求めていくことで、計画内容の見直しにつながるなど、地域との共生が図られるものと考えてございます。

⑦説明会の開催確認方法につきましては、条例の手続において、事業者の説明会の報告書の提出を求め、確認をしております。

以上でございます。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 大項目1に対する2回目の質疑を行いたいと思います。

まず、大項目1の3番、参加対象の地域住民の参加の規定ですけれども、事業区域が含まれる行政区内の住民というような回答だったかなというふうに聞いたのですけれども、災害の影響等を考えますと、行政区を超える影響が考えられる場合がありますので、必要に応じて行政区を超えた範囲の住民が参加できる規定に変える必要があるのではないかとこのようにお話を聞いて考えました。

それから、大項目1の4番、説明会の成立要件、これは説明会をやれば許可条件になるという、そのような規定になっているということを考えますと、何割が参加したときですかということに対する回答は、たしか国や県のガイドラインという言葉もありましたけれども、定めがないような回答でありました。この規定がないというのは、参加者が何名であっても説明会を開催したことになり、許可条件に合致してしまうことになるのではないかと、これでは説明会になっていないのではないかとというふうに言えるのではないのでしょうか。例えば住民の3割以上とか、規準を定める必要があるのではないのでしょうか。

それと、大項目の1の6で、事業者に意見を求めていくことで計画内容の見直しにつながるというふうに答弁がありましたよね。ちょっと不正確だったら言ってください。地元意見を計画に反映できるように事業者に求めていけば計画内容の見直しにつながるというのですが、言えばそういうふうになるのでしょうか。その理由、根拠は何なのでしょう。

2回目の質問です。聞き方がちょっと不正確なところは言ってください。答弁よろしくをお願いします。

○議長（大関久義君） 都市建設部長関根主税君。

○都市建設部長（関根主税君） まず、大項目1の③、行政区を越えた住民が参加できるようにできないかとの御質問でございますが、条例の規定では事業区域に含まれる行政区内の住民としておりますが、隣接する行政区等から要請があれば、強制はちょっとできませんが、柔軟に対応するよう、事業者には求めていきたいとは考えてございます。

次の④でございますが、成立要件として3割以上とか基準を設けるべきではとの御質問かと思いますが、説明会の参加につきましては任意なものでございまして、強制的に参加させるということは個人の権利を制限するということにもなりますので、現行の法令化の下では難しいものと考えてございます。

地元住民の意見を言えばそれが実現できるとか、あと、計画の見直しにつながる理由は何かとの御質問だったかと思うのですが、過去の事例といたしまして、地域と事業者との話し合いによって、要望内容が事業計画に、全てではないですが、反映された事例もございます。市としては法的な限界もあり、できるものとできないものとあると思いますが、できるだけ住民意見を反映できるよう、事業者に求めていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（大関久義君） 14番石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 2回目の回答を受けまして、大項目1の3回目の質問をいたします。

説明会の成立要件に関してなのですが、成立要件は、これは必要ではないかと思いますが。現実に私が耳にしたことでは、市内のある区での説明会に参加した住民の方から聞いたというお話では、参加者が三、四名であったというお話を聞いたことがございます。これは、地域住民の1割にも満たない参加者なのです、これが事実であれば。これで、地域住民と

の協議促進になるというふうには考えられないと思います。こういうことがあったとすれば、これが事実であったとすれば、行政機関の許可条件をクリアするための形式的な説明会だったと言われても仕方がないと考えます。

例えば、説明会に住民の3割以上が参加したときに説明会を開催したことになるとか、このような基準を明確に規定する必要があるのではないのでしょうか。この説明会によって、この説明会の開催が許可条件の一つになるとすれば、なおさらだと思います。答弁をお願いします。

○議長（大関久義君） 都市建設部長関根主税君。

○都市建設部長（関根主税君） ちょっと繰り返しの御答弁にはなりますが、何割かちゃんと設定すべきだと、説明会の参加人数の要件を設定すべきだとの御質問だと思いますが、繰り返しになり恐縮でございますが、説明会の参加につきましては任意なものであり、強制的に参加させることは個人の権利を制限することになりますので、現行の法令化の下では難しいと考えております。

しかしながら、事業者が丁寧に説明をし、地域住民の方に対して理解を得る努力をすることは必要だと考えてございますので、市としてもそういったことに関しまして指導していきたいと考えてございます。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） それでは3回終わりましたので、大項目2の1回目の質問に入ります。

条例の第4条4に、「事業者は、太陽光発電設備及び防災施設の適正な維持管理に努め、災害の未然防止に必要な措置を講じなければならない」とありますが、これに関して、1番目の質問、太陽光発電施設、防災施設とは具体的には何を指すのでしょうか。具体的にお願います。

2番目、上記の1番で、その適正な維持管理とは具体的にどのような措置を取ることを行うのでしょうか。

3番目、ここでいう災害とはどのような災害を指すのでしょうか。

4番目、災害の未然防止に必要な措置とはどのような措置を行うのでしょうか。

5番目、未然防止に必要な措置を行政機関としてどのように確認することができるのか、できないのか。

この5点について、答弁をよろしく願いいたします。

○議長（大関久義君） 都市建設部長関根主税君。

○都市建設部長（関根主税君） 大項目の2の①太陽光発電施設と防災施設とは何を指すかとの御質問でございますが、太陽光発電施設は太陽光パネルや変電設備等の発電を行うために必要な施設を指しまして、防災施設につきましては排水路や調整池、土砂の流れを止める堰堤等の施設を指します。

次に、②適正な維持管理とはどのような措置かとの御質問でございますが、太陽光発電施設や区域内及びその周辺等について、日常的な点検のほか定期的な発電設備のメンテナンスを行うとともに、発電施設の破損や排水路等の防災施設の、いわゆる土砂上げなどの機能維持のための対応措置が考えられます。

③災害とはどのような災害を指すかとの御質問でございますが、降雨等による事業区域外への土砂の流出や地盤の崩落などの周辺環境に影響を及ぼす状況を指します。

④災害の未然防止に必要な措置とはどのような措置かとの御質問でございますが、先ほどの答弁と重複いたしますが、事業規模に応じた適切な防災施設の整備や施設の定期的なパトロールなど、適正な維持管理であると考えております。

⑤未然防止に必要な措置の確認、行政としてどう確認するのかについてでございますが、施行前については、事業者から提出された防災施設計画や造成計画図面等を基に、開発行為の技術基準に適合したものになっているかを確認してございます。また、施設の稼働後につきましては、事業者が適切に管理するものでありますが、台風の接近時など災害の発生が予想される場合など、必要に応じて維持管理状況の報告を求めています。

以上でございます。

○議長（大関久義君） 14番石井 栄君。

○14番（石井 栄君） それでは今御答弁がありました大項目2に関して、2回目の質問をいたします。

では、大項目2の⑤に関する回答についてなのですが、施設が稼働してから維持管理の報告を求めている、必要に応じてと、こういう話だったかなというふうに思うのですが、これは報告を求めるだけなのですか。行政機関が現地の視察、それに基づく現地の指導など必要に応じて行うということはあるでしょうか。これをお願いします。

○議長（大関久義君） 都市建設部長関根主税君。

○都市建設部長（関根主税君） ⑤の行政としての報告だけではなくて、確認また指導しないのかとの御質問かと思いますが、市といたしましては、事業者から報告を受けた上で必要に応じ、事業地の現地確認などを行ってございます。また、今回のような、例えば台風の後もそういった状況がないかどうかというのは、パトロール等をして対応してございます。

以上です。

○議長（大関久義君） 14番石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 大項目2については、現地の視察や指導なども考えると、必要に応じてはそういうような話でしたかなというふうに思います。

そして、大項目3、1回目の質問に移ります。

条例案の対象が3,000平方メートル以上となって、従前の1万平方メートル以上より改善したというようなことですが、どのような効果を見込んでの改定でしょうか。お願いし

ます。

○議長（大関久義君） 都市建設部長関根主税君。

○都市建設部長（関根主税君） 面積要件を1万平方メートルから3,000平方メートルに改定したことによる見込まれる効果につきましては、これまでより小規模な発電事業についても地域への事前周知や説明が行われることになり、地域との協議促進が期待されます。また、条例に基づく立入調査や指導、助言ができるようになり、これまで以上に施設の適正な維持管理が図られるものと考えてございます。

以上です。

○議長（大関久義君） 14番石井 栄君。

○14番（石井 栄君） ただいまの回答について、2回目の質問をいたします。

事前協議が必要な面積が従前の1万平方メートルから3,000平方メートルに変更したのは、例えば5,000平方メートル、2,000平方メートルではなく、3,000平方メートル以上としたのは、この3,000平方メートルという数値の理由ですが、どういう理由なのでしょう。お願いします。

○議長（大関久義君） 都市建設部長関根主税君。

○都市建設部長（関根主税君） 3,000平方メートルにした根拠につきましては、森林法に基づく林地開発の対象面積が5,000平方メートルに引き下げられたことを受けての改定ではございますが、笠間市としましては、笠間市の笠間市開発事業指導要綱におきまして、既に3,000平方メートルということで運用を図っておりましたので、それを基準に合わせたものでございます。

以上です。

○議長（大関久義君） 14番石井 栄君。

○14番（石井 栄君） そうしますと、森林法の林地開発許可基準が見直され、1万平方メートルから5,000平方メートルに変更されたということですよ、森林法では。市としては、これよりもさらに厳しい3,000平方メートル以上としたというふうに受け止めていいわけですか。

○議長（大関久義君） 都市建設部長関根主税君。

○都市建設部長（関根主税君） 国より厳しいのかとの御質問でございますが、面積要件といたしましては厳しい基準となっております。

以上です。

○14番（石井 栄君） 終わります。

○議長（大関久義君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第48号から議案第58号は、会議規則第37条第1項の規定により、議案付託区分表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたします。

散会の宣言

○議長（大関久義君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、6月9日午前10時に開会いたします。

なお、この後、議会運営委員会を開催いたしますので、関係委員の方は委員会室に御参集願います。

本日はこれで散会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時29分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 大 関 久 義

署 名 議 員 田 村 幸 子

署 名 議 員 益 子 康 子